中野区環境審議会規則

資料４

平成10年４月１日

規則第35号

（趣旨）

第１条　この規則は、中野区環境基本条例（平成10年中野区条例第19号）第15条に規定する中野区環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員の任期）

第２条　審議会の委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第３条　審議会に会長及び副会長１人を置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選により定める。

３　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第４条　審議会は、会長が招集する。ただし、委員の全部が新たに委嘱された後の最初の審議会については、区長が招集する。

２　審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

３　審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

４　審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

（意見聴取）

第５条　会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

（庶務）

第６条　審議会の庶務は、環境部において処理する。

（補則）

第７条　この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、区長が定める。

附　則

この規則は、平成10年７月１日から施行する。

附　則（平成11年３月30日規則第36号）

この規則は、平成11年４月１日から施行する。

附　則（平成12年３月31日規則第39号）

この規則は、平成12年４月１日から施行する。

附　則（平成15年４月１日規則第40号抄）

（施行期日）

第１条　この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成16年３月31日規則第36号）

この規則は、平成16年４月１日から施行する。

附　則（平成23年３月15日規則第16号）

この規則は、平成23年４月１日から施行する。

附　則（平成26年６月17日規則第37号）

この規則は、公布の日から施行する。